

神戸市立図書館資料相互貸借実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日
最終改正：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立図書館条例第 3 条、神戸市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第 21 条第 2 項及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程に基づき、神戸市立図書館（以下「当館」という。）が、他の図書館との資料の相互貸借を円滑に行うための必要な事項を定める。

(資料の利用申込み)

第 2 条 相互貸借による資料の利用申込みは、様式第 1 号による資料借受申込書、または国立国会図書館総合目録ネットワークシステムの相互貸借連絡票により行う。

(資料の借受)

第 3 条 資料を借受けるときは、その範囲、冊数、期間、複写等は、資料の貸出しをする他の図書館（以下「貸出館」という。）の規定による。

(資料の利用)

第 4 条 借受資料を利用できるものは、18 歳以上の神戸市民のうち、神戸市立図書館の図書館カードを所持するものとする。

第 5 条 借受けた資料の利用については、貸出館の特に指示のあるときを除き当館の利用規定による。

(資料の貸出)

第 6 条 貸出しできる資料は、他の図書館 1 館につき 30 冊以内とする。

2 貸出期間は、30 日以内（資料の発送、返送に要する日も含む。）とし、期間の延長及び更新は認めない。

3 前項の規定にかかわらず、貸出期間中であっても、業務上必要があるときは、資料の返還を求めることができる。

(貸出資料の制限)

第 7 条 規則第 8 条各号に定められた資料のほか、資料の貸出を受けようとする他の図書館（以下「借受館」という。）が、容易に入手できる資料（刊行後 1 年以内の資料等）については、貸出の対象としない。

(経費の負担)

第 8 条 本要綱による資料の相互貸借について、資料の送料その他の費用は、利用者(第 5 条の貸出しをしたときは、他の図書館)の負担とする。

(損害賠償)

第 9 条 借受館は、借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、当館と協議のうえ現品、又は別途指示する資料等で賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第 10 条 その他相互貸借における疑義紛争が生じたときは、借受館及び当館双方で誠実に協議し解決する。